

一般社団法人日本看護学教育学会
(Japan Academy of Nursing Education)
利益相反に関する指針

1. 目的

一般社団法人日本看護学教育学会（以下「本法人」という。）は、「看護学教育の発展を図り、看護職者による専門的な活動の質向上に寄与する」ことを目的とし、学術集会の開催、学会誌の発行、看護学教育に関する研究および情報交換、研究助成、看護に携わる者の人材育成、国内外の「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」との連携などの事業を推進してきた。

本法人が、看護学教育に関する学術活動を推進するためには、「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」との産官学の連携により取り組むことが求められるところであるが、その際に本法人の会員（以下「学会員」という。）として果たすべき責務と、学会員が個人あるいは所属する組織として得る金銭、地位、利権など（私的利益）との間に、利益相反(Conflict of Interest、以下「COI」という。)が発生することがある。

このような COI に適切に対応しなければ、研究対象者、看護学教育を受ける人々の人権や生命の安全・安心が損なわれ、研究の方法、データの解析、結果の解釈がゆがめられるおそれも生じる。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも起こりうる。

そこで、本法人では、COI に関する基本的な考え方を示すことによって、本法人の学術活動の透明性、中立性の確保、説明責任を果たすための適切な措置をとり、産官学が連携した学術活動を積極的に推進し、看護学教育の発展を図るために「一般社団法人日本看護学教育学会利益相反に関する指針」（以下「本指針」という。）を定めるものである。

2. 基本方針

- (1) 本法人の使命である学術活動の責務を十分に果たしながら、学会員が「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」との産官学連携活動及び看護学教育への貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) 利益相反を未然に防ぐこと、また利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。

3. 指針の適用となる対象者

- (1) 学会員（正会員、賛助会員、名誉会員）
- (2) 本法人の学術集会で発表・講演する者及び機関誌にて論文発表をする者
- (3) 本法人の理事長、副理事長、理事、監事、評議員、学術集会長、各委員会等の委員

4. 対象となる活動

対象者が行うすべての事業活動に対して、本指針を適用する。

5. 「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」の定義

「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」とは、看護学教育に関し、本法人と次のような関係を有する企業・組織や団体をいう。

- (1) 看護学教育に関する開発や研究を依頼し、または共同で行った関係（有償無償を問わない）
- (2) 看護学教育で評価される教材、機材などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- (3) 看護学教育で使用される教材、機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- (4) 看護学教育に対して研究助成・寄付などを行っている関係
- (5) 看護学教育で開発中の教材や機材などを提供している関係

6. COI 自己申告の基準

本指針が適用される対象者個人が次の（1）～（8）に該当する場合であって、次の開示基準額を超える場合、あるいは開示基準事項に該当する場合には、当該個人は所定の様式に従って COI 自己申告をするものとする。

	開示基準額又は開示基準行為
(1) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とする団体の役員、顧問職等に就任した場合	1つの団体からの報酬合計が年間 100 万円以上
(2) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とする団体の株式等を保有した場合	年間利益（配当、売却額の総和）が 100 万円以上 又は 株式保有の場合、当該会社の発行済株式総数の 5%以上を保有
(3) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とする団体に対し、対象者の有する特許権等の使用許諾、貸与をしている場合	使用料が年間 100 万円以上
(4) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体から、日当、講演料等の報酬を受け取った場合	1つの団体からの報酬合計が年間 50 万円以上
(5) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体から、パンフレットなどの執筆に対して原稿料等を受け取った場合	年間 100 万円以上

(6) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体が提供する、受託研究、共同研究、奨学寄附金などを受け取った場合	1つの研究に対して受領した金額年間合計額が 200 万円以上
(7) 看護学教育に関連する企業・組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合	所属
(8) (1)～(7)に定める場合以外で、看護学教育に関連する企業・組織、営利を目的とする団体から報酬等(研究とは関係のない旅行、贈答品等含む)を受け取った場合	合計が年間 10 万円以上

7. 実施方法

- (1) 学術活動の成果を本法人の学術集会、セミナー等で発表する場合、筆頭演者は当該研究に係る COI 状態を本指針に従って演題登録時に申告し、発表時に公開する。
- (2) 学術活動の成果を学会誌で発表する著者は、当該研究に係る COI 状態を本指針に従って確認し、論文投稿時に投稿規程にそって申告し、発表時に公開する。
- (3) 本法人の役員、委員会委員、学術集会長は、就任時に当該事業に係る COI 状態を自己申告によって開示する。また、就任後、新たに COI 状態が発生した場合には修正申告を行うものとする。
- (4) 本指針に反する事態が生じた場合には、理事会において審議し、対応するものとする。
- (5) 相手先が看護学教育に関連する企業・組織、営利を目的とする団体であるかを問わず、本法人の理事が第三者と一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項各号に該当する取引を行う場合は、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

8. 本指針の改正

社会情勢や、産学官連携に関する法令の改正等により、本指針を改正する必要性が生じた場合には、理事会の決議により、本指針を改正することができる。

2017年11月26日制定
2020年11月29日一部改訂